法第百七条の五第一項若しくは第二項若しくは同条第九項において準用する法第百三条第四項の規定により自動車等の運転を禁止し、若しくは法第百七条の五第三項において準用する法第百三条第十項の規定により期間を短縮したとき、又は警察署長が法第百七条の五第十項において準用する法第百三条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止したとき。

一　処分を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別
二　処分に係る附属書九の国際運転免許証、附属書十の国際運転免許証又は外国運転免許証の別、番号、発給年月日、発給地及び発給機関
三　処分に係る国際運転免許証等で運転することができる自動車等の種類
四　処分の理由
五　処分の期日及び処分に係る期間

第三十八条第一項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同条第六項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同条第九項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同条中第十五項を第十六項とし、第十四項を第十五項とし、第十三項の次に次の一項を加える。

14　法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（以下「自転車運転者講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

一　運転者としての資質の向上に関すること、自転車の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自転車の運転について必要な知識について行うこと。
二　あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
三　自転車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること。
四　講習時間は、三時間とすること。

第三十八条の四の四を第三十八条の四の六とし、第八章中第三十八条の四の三の次に次の二条を加える。

（自転車運転者講習の受講命令の方法）

第三十八条の四の四　法第百八条の三の四の規定による命令は、別記様式第二十二の十一の三の命令書を交付して行うものとする。

（自転車運転者講習の受講命令等についての報告事項）

第三十八条の四の五　法第百八条の三の五の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事項
法第百八条の三の四の規定による命令をしたとき。	一　命令を受けた者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別 二　命令の理由 三　命令をした年月日 四　命令に係る期間
危険行為（法第百八条の三の四に規定する危険行為をいう。以下この表において同じ。）をしたとき。	一　危険行為をした者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別 二　危険行為の種別 三　危険行為をした地の都道府県名及び危険行為をした年月日
自転車運転者講習を受けたとき。	一　自転車運転者講習を受けた者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別 二　自転車運転者講習を受けた年月日

別記様式第二十二の十一の二の次に次の一様式を加える。

別記様式第二十二の十一の三（第三十八条の四の四関係）

自転車運転者講習受講命令書

年　月　日

殿

公安委員会　印

道路交通法第108条の30の4の規定により、下記の期間内に自転車運転者講習を受けるべきことを命令する。

命令を受ける者	住所	
	氏名	年　月　日生
期間	年　月　日から　年　月　日まで	
命令の理由		
備考		

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。